

令和2年6月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和2年6月総会議事録

1 日 時 令和2年6月15日（月） 午前9時30分

2 場 所 長門市役所5階委員会室

3 付議事件

議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (2件)
- 第3号 農業振興地域整備計画の変更について (1件)
- 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権1件・農地中間管理事業に係る利用権4件)

報告事項

- 1 土地現況証明報告（非農地証明） (1件)
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）
(3件・中間管理事業に係る利用権2件)
- 3 その他
 - ・「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について
 - ・次回総会 7月15日（水） 午前9時30分から 市役所4階会議室
 - ・現地調査 7月 7日（火） 予定
 - ・農地利用最適化推進地区別会議
 - 長門地区 6月29日（月） 午前10時から 市役所4階会議室
 - 三隅地区 6月29日（月） 午後 2時から 三隅支所
 - 日置地区 6月25日（木） 午前10時から 日置農村環境改善センター
 - 油谷地区 6月25日（木） 午後 2時から 油谷支所
 - ・農地利用最適化推進委員の候補者選考委員会開催について

4 出席委員（18人：議席順）

- | | | |
|----------------|---------------------|------------|
| 1 番 元永 博次 | 2 番 林 一志 | 3 番 大田 寛治 |
| 5 番 大汐 光晴 | 6 番 松田 晴久 | 7 番 大田 裕美 |
| 8 番 木村 正雄 | 9 番 安村 清美 | 10 番 大野 耕作 |
| 11 番 末永 恵子 | 12 番 藤川 久志 | 13 番 中野千恵子 |
| 14 番 藤田 保明 | 15 番 山近 洋祐 | 16 番 福光 達男 |
| 17 番 野中 保志 | 18 番 松田 昭洋（会長職務代理者） | |
| 19 番 脇坂 泰行（会長） | | |

5 関係人

農林水産課農業振興班 主査 栗畑 貞宣

6 農業委員会事務局職員

事務局長 坂野 茂

事務局長補佐 長谷川 浩司

書 記 坂倉 幸三

7 会議の概要

議長
(会長)
挨拶

令和2年6月の総会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議長

本日の付議事項は、議案4件、報告事項3件でございます。

慎重審議の上、決定をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたっての御挨拶といたします。

引き続き、5月の総会以降にありました行事等について、簡単に御報告をいたします。

(会議等の報告)

議長

それでは、ただ今から令和2年6月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は18名です。本日の出席委員は18名。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

16番、福光達男委員、17番、野中保志委員、よろしく願いをいたします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。1ページを御覧ください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年6月15日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。

番号1。

土地の所在、大字俵山字片山、地番▲▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は9,803㎡。ほか5筆、合計25,434㎡。

譲受人は、東深川▲▲▲▲番地▲、●●●●●●、▲-▲▲▲、●●●●さん。

譲渡人は、俵山▲▲▲▲番地、●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。理由としまして、譲受人は、以前から農業に従事しており、この度、父である譲渡人からの申し出もあり、今回これに応じることとしたもの。譲渡人は、現在農業に従事しているが、

子である譲受人を後継者として、譲り渡すこととしたものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 2 ページを御覧ください。長門市役所俵山出張所から北東へ約 2.6 km に位置する農地です。

また、3 ページから 5 ページには公図等を添付しております。

農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、御説明いたします。「農地法審査基準」1 ページを御覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の下限面積要件ですが、本市の 5,000 m²以上の要件は満たしております。

第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当の 16 番、福光委員、補足説明、御意見がありましたら、お願いいたします。

16 番

16 番の福光です。

これはまあ親子でして、●●さんは次男であります。一昨年ですか、●●さんが体調不良を起こされまして、その間ずっと●●さんが、農業に従事しておられ、以前からも手伝ってはいたのですが、現在は主にやっておられるようです。

別に何も無いと思いますが、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長	質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。 1番から、順次審議をいたします。事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	2ページを御覧ください。 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和2年6月15日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。 番号1。 土地の所在、大字油谷向津具上字大神ヶ迫、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は756㎡。ほか2筆、合計1,288㎡。 権利の種類は賃借権の設定です。 借受人は、油谷向津具上▲▲▲▲番地、●●●●さん。 貸付人は、福岡県遠賀郡岡垣町中央台▲丁目▲番▲号、●●●●さんです。 転用の目的は、牛舎、進入路及び牛の運動場です。理由としまして、借受人は、現在牛を飼育しており、経営規模拡大のため、牛舎の新築、進入路の確保及び牛の運動場を新設するもの。貸付人が、不在地主であり、農地としての管理ができないため、借受人の要望に応じることとしたものです。 なお、字大神ヶ迫、地番▲▲▲▲番の農地につきましては、いわゆる無断転用による追認案件となります。 当時の土地所有者が昭和60年頃に牛舎の建築、土地の整備をされ、農地のまま利用されてきたものです。 今回、賃借人が運動場の新築、進入路の確保等に併せて追認の申請に至ったものです。 申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び6ページを御覧ください。長門市役所向津具出張所から北東へ約1.7kmに位置する農地です。 また、7ページには公図、8ページには牛舎設計図、9ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」4 ページを御覧ください。立地基準の農地の区分です。字大神ヶ迫、地番▲▲▲▲番及び▲▲▲▲番▲の2筆については、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第2種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

ただし、字大神ヶ迫、地番▲▲▲▲番▲については、農用地区域内にある農地となります。農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条第1項第4号の「農業上の用途区分の変更で当該変更に係る土地の面積が1haを超えないもの」に該当し、軽微な変更となりますので、農業振興地域整備計画の用途変更届が提出されております。

よって、本案件は、農用地区域内にある農地の許可方針として、「農地法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当するため、許可可能案件であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から1年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下による地下浸透となり、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

なお、運動場で排出された家畜排せつ物については、場外へ搬出する予定としています。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

引き続いて、当地区の担当の1番、元永委員、補足説明、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

1番

1番、向津具上地区担当の元永です。

6月9日、脇坂会長、事務局、岡島推進委員と現地調査を行いました。概要はただ今、事務局の方から説明をされたとおりです。

●●●●さんは、5年前に牛を飼いたいという夢を持たれて、向津具へ移

住をされて来られました。

1年間の研修の後、4年前より牛を飼い始めて現在、繁殖雌牛4頭、育成牛1頭、子牛2頭を飼育されております。

今回、増頭を希望され、牛舎の拡張を計画し、貸付人の●●●●さんに相談しましたところ、快諾をしていただきました。

農業未経験の女性が1人で牛を飼うということで、就農当初、大変話題になりましたが、地域の皆様の協力を得ながら、中堅農家へと成長され、この度、増頭を計画するまでになりました。

皆様方の、慎重審議の程を、よろしくお願いします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。
続きまして、2番、お願いします。

事務局長
補佐

同じく2ページを御覧ください。
番号2。

土地の所在、大字東深川字片山、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は675㎡。権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、萩市大字細工町▲▲番地、●●建設株式会社。

譲渡人は、広島市東区温品▲丁目▲▲番▲▲号、●●●●さんです。

転用の目的は、9区画の宅地分譲、進入路及び用悪水路です。理由として、譲受人が、申請地付近は宅地化が進んでおり、この度、事業の一環として宅地分譲を計画したもの。譲渡人は、不在地主であり、農地を維持管理できないことから、譲受人の要望に応じることとしたものです。

場所につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び10ページを御覧ください。長門市役所から南へ約1.1kmのところに位置する農地です。

また、11ページには付近見取図、12ページには公図、13ページから14ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページを御覧ください。立地基準の農地の区分ですが、都市計画法での非線引き区域にある農地で、第一種低層住宅専用地域に用途指定されております。農地法施行規則第 44 条第 3 号が適用され、転用許可可能な第 3 種農地に該当するものと考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から令和 3 年 8 月末日までに完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、溜桝と新設の側溝により道路の側溝へ放流し、住宅建築後の汚水については公共下水道に接続するため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

当地区の担当は、私でございますので、簡単に補足説明をいたします。

今月 9 日、深水推進委員、事務局とで現地の調査を行いました。

現地は、集落の東側を通る県道下関長門線から西方向に下った江良集落の住宅密集地があるんですが、それをちょっと外れた所にある比較的広い農地で、南側が市道に面しています。

昨年の農地利用状況調査では保全管理となっております。その前も作っておられたようですが。

所有者は元々、当地区の方で、親父さんは確か、私の前に農業委員会の会長をされておった●●●●さんでございます。

先程も事務局からありましたように、都市計画の用途区域では第 1 種低層住宅専用区域となっております。

申請は、不動産業者の宅地造成ですが、計画では上下水道も施設され、周辺の農地の水利などを含め、支障はないと思われますので、許可して差し支えないと思われます。

私の方の説明は、以上でございます。

本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

引き続き、議案第 3 号、農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

3 ページを御覧ください。

議案第 3 号、農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、長門市農業振興地域整備計画を一部変更することについて意見決定を求める。

令和 2 年 6 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。

この議案につきましては、申請地が農業振興地域の農用地区域内にあることから、今回、除外申請を行うにあたり、担当課より長門市農業委員会の意見を求められているものです。

今回の農業振興地域整備計画の変更にあたっては、農用地区域からの除外ということになりますので、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の 5 つの要件をすべて満たす必要があります。

番号 1 です。

土地の所在、大字日置中字西村、地番▲▲▲▲番▲、現況地目は畑、台帳面積、除外面積ともに 503 m²。

申請者は、東京都千代田区平河町▲-▲▲-▲、株式会社●●●、代表取締役●●●●。

除外の理由は、当該申請地は荒廃しており、農地として維持管理することが困難な状況にあるため、売買により取得し、太陽光発電施設を建設して売電事業を実施したいというものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 15 ページを御覧ください。長門市役所日置支所から南へ約 2.6 km に位置する農地です。

また、16 ページには公図を、17 ページには土地利用計画図を添付しております。

「農地法審査基準」16 ページを御覧ください。農業振興地域の整備に関

する法律第13条第2項各号の要件について説明します。

1号については、太陽光発電設備としての土地利用計画があり、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。

2号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

3号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

4号については、土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

5号については、土地改良事業等には該当していない。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たすとともに、中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度の対象外農地であることが確認されていることから問題なしと認められます。

また、この計画変更が、農業振興地域整備計画の推進に必要な農地の流動化等農地の利用関係の調整、集団化等構造改善施策の推進を阻害するものではないと考えられるため、一部変更による農用地からの除外はやむを得ないと思われます。

以上です。

議長

引き続いて、当地区の担当の17番、野中委員、補足説明、御意見がありましたら、お願いいたします。

17番

17番、野中です。

6月9日に、脇坂会長、事務局、木村推進委員とで現地調査を行いました。

農地は、農業振興地域整備計画内の農地ですが、現在は荒廃しており、議案位置図の16ページを見ていただくと分かりますが、農地は県道俵山長門古市線に隣接し、四方を住宅と農道に囲まれ、耕作しにくい農地です。

今後も、耕作者がいらないため、荒廃した状態が続くことが予想されるため、今回、申請者の要望を受け、長門市農業振興地域基本計画からの一部変更の申請となりました。

審議の程を、よろしくお願いします。

議長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長	質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件農地を、長門市農業振興地域整備計画に定める農用地の地区から除外することに同意される方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。よって、本件農地を、長門市農業振興地域整備計画に定める農用地の地区から除外することに同意すると、決定をいたします。 引き続いて、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	4 ページを御覧ください。 議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があったので、審議決定を求める。 令和 2 年 6 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。 7 月 1 日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなっております。 まず、従来からの利用権設定です。賃貸借はありません。 使用貸借が、長門地区が、1 件 1 筆の 712 m²のみ。 合計しますと、先ほどの長門地区が、1 件 1 筆のみで、712 m²。 詳細につきましては、5 ページを御覧ください。 次に、6 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。 賃貸借ですが、長門地区が、2 件 4 筆の 4,549 m²。日置地区が、1 件 9 筆の 17,515 m²。計が、3 件 13 筆の 22,064 m²。 使用貸借が、油谷地区が、1 件 1 筆の 1,615 m²のみ。 合計しますと、長門地区が、2 件 4 筆の 4,549 m²。日置地区が、1 件 9 筆の 17,515 m²。油谷地区が、1 件 1 筆の 1,615 m²。 全体で、4 件 14 筆の 23,679 m²の設定面積となります。 詳細につきましては、7 ページから 8 ページを御覧ください。 基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。 補足説明がありましたら、農林水産課農業振興班栗畑主査からお願いい

	たします。
農林水産課 農業振興班 主査	農業振興班の粟畑です。 特に、補足説明はありません。 御承認の方を、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明は、以上でございます。 本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、御意見などございますか。 (補足説明、意見なし)
議 長	議案全体について質問、御意見はございませんか。 (質問、意見なし)
議 長	質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。よって、本件は、承認することに決定をいたします。 引き続いて、報告事項に入ります。 報告事項の1番、土地現況証明報告について、説明をお願いします。
事務局長 補佐	9ページを御覧ください。 報告事項1、土地現況証明報告、非農地証明です。 現地については、既に原野となっており、令和2年6月9日に会長、安村委員、下瀬推進委員、事務局とで現地を確認し、原野として非農地証明しております。
議 長	報告事項1、よろしいですか。 (質問、意見なし)
議 長	引き続いて、報告事項2をお願いします。

事務局長 補佐	10 ページを御覧ください。 報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、合意解約です。 番号 1 です。 令和 2 年 6 月 1 日に合意解約をしております。 ほか 2 件の合意解約です。 続いて 11 ページを御覧ください。 農地中間管理事業にかかる合意解約です。 番号 1 です。 令和 2 年 5 月 20 日に合意解約をしております。 ほか 1 件の合意解約です。 報告事項は、以上になります。
議 長	報告事項 2、よろしいですか。 (質問、意見なし)
議 長	続きましてその他、ありましたらお願いします。
事務局長 補佐	農業委員会の適正な事務実施ということで、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価と令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画を御手元に配布しております。 御一読いただき、御意見やお気づき等がございましたら、期間が大変短く申し訳ありませんが、今月末までに事務局まで御連絡をいただければと思います。 御意見等ないようでしたら、これで公表させていただきたいと思います。 以上でございます。
議 長	ということでございますので、何かありましたら、よろしく願いをいたします。 続いて、連絡事項などがありましたらお願いします。
事務局長 補佐	7 月の定例総会についてですが、7 月 15 日、水曜日、午前 9 時 30 分から通常どおり市役所 4 階会議室 2 で開催いたします。 現地調査につきましては 7 月 7 日、火曜日を予定しております。 該当する委員さんには、後日、事務局から集合時間等、御案内いたしますので、御立会をよろしくお願いいたします。 最後に、農地利用最適化推進委員の候補者選考委員会を総会終了後、こ

の会場で開催致しますので、選考委員になられている方は、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上です。

議 長

以上で、本日、事務局が予定した議題は終了いたしました。
委員の皆様から、何か質問、御意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
お疲れ様でございました。

終了時間 午前 10 時 7 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和2年6月15日

長門市農業委員会会長

脇 坂 泰 行



議事録署名委員

福 光 達 男



議事録署名委員

野 中 保 志

